

# ふかえりのわくわくFP通信

2025年3月号

ちょっと気になる「資産運用」「保険」「年金」などお金についての話題をお届けします。

## 日本人は絶滅危惧人種？

2020年▶女性の半数が50歳を超える

2033年▶3戸に1戸が空き家になる

2040年▶自治体の半数が消滅する…

これらは100万部を突破した大ベストセラー「未来の年表」（2017年発売）で記された将来の日本の姿です。

すべて人口減少に起因する問題です。

出生数が100万人を切ったのが2016年ですが、それから急激なペースで減少し、今年は75万人程度になる見込みです。

国の予想より11年前倒しで少子化が進行しており、2042年から本格的な人口減少が始まると言われています。

人口を増加させることは難しいため、人口減少を前提に今後どうするかが重要です。少子高齢化が進む日本の経済はますます弱くなってしまい、円安傾向は避けられないことかもしれません。

円資産だけでなく一部海外資産を保有することも対策の一つと言えそうです。



## ふるさと納税 ポイント付与廃止 (2025年10月から)

ふるさと納税を利用している方も多いのではないのでしょうか？下表はふるさと納税制度が始まった平成20年から令和5年までの寄付額と寄付件数の推移です。

年度	受入額 (億円)	受入件数 (万件)	年度	受入額 (億円)	受入件数 (万件)
平成20年度	81.4	5.4	平成28年度	2,844.1	1,271.1
平成21年度	77.0	5.6	平成29年度	3,653.2	1,730.2
平成22年度	102.2	8.0	平成30年度	5,127.1	2,322.4
平成23年度	121.6	10.1	令和元年度	4,875.4	2,333.6
平成24年度	104.1	12.2	令和2年度	6,724.9	3,488.8
平成25年度	145.6	42.7	令和3年度	8,302.4	4,447.3
平成26年度	388.5	191.3	令和4年度	9,654.1	5,184.3
平成27年度	1,652.9	726.0	令和5年度	11,175.0	5,894.5

制度が拡大してきた要因としては、寄付額の大部分が住民税から控除されること、寄付に対する返礼品の充実、ポータルサイトから付与されるポイント、などがあげられています。

一方でポイント付与をめぐる競争が激化。ポイントや返礼品目当てで寄付を行う傾向が強まり本来の主旨から逸脱する疑念が生じてきたことやポイント付与にあたっての自治体の負担増から今年10月からポイント付与は廃止になります。

自治体への応援や魅力的な返礼品とともにポイント獲得も楽しみにしている人は**9月まで**に寄付を検討してはいかがでしょうか？

「みらいのお金クリニック」  
アルシアコンサルティング株式会社  
深川 恵理子

〒251-0023 神奈川県藤沢市鵜沼花沢町2-3PHビル2階  
TEL 0466-54-8417 CALL 090-8437-5259

[HP click](#)◀ [Blog click](#)◀ [LINE friend](#)◀ [Twitter follow](#)◀



# 誰にも訪れる相続のこと、一緒に考えてみませんか？

## 約10人に1人が相続税対象

「令和5年分 相続税の申告事績の概要（令和6年12月国税庁）」によると令和5年分における被相続人の数（亡くなった人の数）は1,576,016人、うち相続税の申告書の提出にかかわる被相続人は155,740人、亡くなった人の約10人に1人が相続税の対象でした。

相続税には以下の基礎控除がありその額を超えた遺産には相続税がかかるので申告が必要になります。

**3,000万円+（600万円×法定相続人の数）**

例えば、相続人が配偶者と子ども2人の場合、3,000万円+（600万円×3）= 4,800万円が基礎控除となり、これを超えた遺産額が相続税の対象になります。

申告書の提出がなかった約9割の人も全員が遺産額「ゼロ」ではなかったはずなので、1年間の相続で引き継がれた資産の総額は相当なものだと考えられます。

下表は財産の種類ごとの推移です。

年分	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
平成26年	51,469	6,732	18,966	33,054	13,865	124,086
平成27年	59,400	8,343	23,368	47,996	17,256	156,362
平成28年	60,359	8,716	22,817	49,426	17,345	158,663
平成29年	60,960	9,040	25,404	52,836	18,688	166,928
平成30年	60,818	9,147	27,733	55,890	19,591	173,179
令和元年	57,610	8,793	25,460	56,434	19,228	167,524
令和2年	60,389	9,302	25,811	58,989	19,678	174,168
令和3年	65,428	10,133	32,204	66,846	22,182	196,794
令和4年	70,688	11,092	35,702	76,304	24,877	218,663
令和5年	71,425	11,452	38,779	79,633	25,817	227,107

(億円)

以前は不動産の割合が大きかったものの、最近では現預金の割合が増加しています。

多額の遺産があると相続でもめるのではないかと、うちはそれほど遺産がないので心配ない、と思う方も多いかもしれません。しかし、実際の状況は異なるようです。

## 相続争いは5000万円以下が77%

裁判所に持ち込まれる遺産相続争いの案件数は、年間13,872件（令和5年司法統計年報）でした。亡くなった人の約0.8%が争いになっていたことがわかります。

下図は裁判所に持ち込まれた案件の遺産額です。

5,000万円以下が77%を占めています。

基礎控除の範囲内で税金を払う必要がない人が争いの多くを占めていることがわかります。



## 相続人が不在の財産1015億円

多額の税金を払う人、親族間で争う人もいる相続ですが、最近は相続する人がいない遺産も増えているようです。

2月9日の日本経済新聞の記事によると相続人が不在のため国庫に納入された財産は、2023年に初めて1,000億円を超え1,015億円となり、10年で3倍に増加しました。

高齢化、高齢者の単身化の影響はこのようなところにも及んでいるのですね。

分割や用途について、遺言などで意思表示をしておくことも検討したほうがよいでしょう。

また、生命保険を上手に使うことで円滑に分割できることや**相続税の非課税枠**もあるので合わせて検討するとよいでしょう。